

# 芸能で生きる会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、芸能で生きる会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都練馬区関町北1-16-13に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、音楽と芸能を通じて、地域文化を活性化して、人々の生活を元気で豊かにすることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を実施する。

- (1) 音楽を中心としたライブ・イベントの企画・開催
- (2) 芸能と音楽が融合したライブ・イベントの企画・開催
- (3) 全国各地域の人々と一体になったライブ・イベントの企画・開催
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、目的に賛同した個人のみとする。

(入会)

第5条 入会しようとする者は、代表の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は入会時の年会費5,000円を納入する。

(退会)

第7条 会員は、代表に退会の意志を伝える事で、任意に退会することができる。

## 第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1)代表 1人
- (2)副代表 1人
- (3)会計 1人

(4) 監査役 1人

2. 役員は会員の互選により選出する。
3. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 代表は、本会を代表し、業務を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故がある時はその職務を代理し、代表が欠けた時はその職務を行う。
3. 会計は、本会の入出金、及び公演に伴う経費を管理し記録する。
4. 監査役は、本会の業務、及び会計の状況を監査する。

(解任)

第10条 役員が次の各号にいずれかに該当する時は、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があった時。

## 第5章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、会員をもって構成し、年に1回開催する。但し、必要がある時は臨時に開催できるものとする。

(総会の権能)

第12条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
  - (2) 解散
  - (3) 活動計画及び活動予算の決定、変更
  - (4) 活動報告及び収支決算報告
  - (5) 役員を選任又は解任
  - (6) その他この会の運営に関する重要事項
2. 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

## 第6章 役員会

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成し、代表が必要と認める時に開催する。

2. 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

## 第7章 会計

(経費)

第15条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、7月1日から翌年6月30日までとする。

(事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画、及び活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告、及び収支決算報告は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監査役の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 雑則

(会則の変更)

第19条 この会則は、総会において議決を経なければ、変更することができない。

(委任)

第20条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 附則

この会則は、2022年7月1日から施行する。